

消防吏員作業手袋仕様書

京都市消防局総務部施設課

(担当：藤・菱野 212-6649)

第1 総則

- 1 本仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）が調達する消防吏員作業手袋（以下「作業手袋」という。）の仕様について定める。
- 2 この作業手袋に使用する材料及び付属品は、全般にわたって十分検査され、本仕様書のすべてを満足するものでなければならない。
- 3 この作業手袋は、寸法、形状等について本仕様書に定めるものであり、傷、むら、斑点、汚れ及びその他外観を損ねるものであってはならない。
- 4 本仕様書の細部については、すべて当局の承認又は指示を受けるものとし、本仕様書に明示されていない事項についても、それが縫製上当然必要な場合は、これを施行すること。
なお、縫製上のことで疑義が生じたときは、速やかに当局と協議すること。
- 5 仕様生地について、同等品で納品を希望する場合は、同等品確認時に、生地見本（10cm四方以上、染色が必要な生地にあつては染色前、染色後いずれのものでも可とする。ただし、染色前の生地で同等品確認を受けた場合にあっては、契約後、染色後の生地について、再度同等品確認を行う。この際、同等品として認められないこととなった場合は、原則、契約解除となることに留意すること。）に加え、国内紡績メーカーによる品質証明及び出荷引受書又は国内公的機関の試験成績結果を証明する書類を当局へ提出すること。また、国内紡績メーカーの品質証明を提出する場合であっても、本仕様書の性能を満たしていることが判断できないときは、国内公的機関の試験成績結果を証明する書類を当局へ提出すること。
なお、国内公的機関の試験成績結果を証明する書類について期限までに提出できない場合にあっては、契約後に提出することを認める（契約後提出する旨の申出書を提出すること）。ただし、契約後、当該書類の確認により同等品として認められないこととなった場合は、原則、契約解除となることに留意すること。
- 6 契約後速やかに、染色後の生地見本（10cm四方以上、染色にあつては染色が必要な生地に限る。）、国内紡績メーカーによる品質証明及び出荷引受書並びに製作工程表を当局へ提出するとともに、承認を得ること。
また、国内紡績メーカーの品質証明により、本仕様書の性能を満たしていることが判断できない場合は、国内公的機関の試験成績結果を証明する書類を当局へ提出するとともに、承認を得ること。

なお、同等品で納品を希望する場合において、既に提出済みの書類については、再提出の必要はないものとする。

- 7 サイズ展開はSS、S、M、L、LL及び3Lとし、各サイズの寸法については別図2のとおりとする。なお、着用時のサイズ感を示すための見本を当局から提示する。
- 8 製品は当局の各所属に納品すること。
- 9 製品は、一双毎に紫外線からの劣化を防ぐために配慮された袋を用いた個別包装とし、袋の表側にサイズを明記すること。また、サイズごとにサイズを明記した箱等に入れて納品すること。
- 10 契約後1年以内に、主材料生地に顕著な支障を生じ又は縫製上の欠陥を生じた場合にあっては、落札業者の責任において取り替え等必要な措置を講ずるものとする。
- 11 各サイズの数量及び納品場所別の内訳については、契約後指示する。
- 12 契約後、打合せを実施する。
- 13 納入前に当局の指定した場所で検収を実施する。
- 14 請求書には、物品の単価を明記すること。

第2 調達数

860双

第3 履行期限

令和8年12月18日（金）

第4 納品場所

当局本部庁舎	京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2
消防活動総合センター	京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94番地の4
消防学校	京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21番地の3
北消防署	京都市北区大宮西脇台町17番地の2
上京消防署	京都市上京区釜座通下立売下る東裏辻町398番地
左京消防署	京都市左京区田中西大久保町36番地
中京消防署	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
東山消防署	京都市東山区清水五丁目130番地の8
山科消防署	京都市山科区西野今屋敷町2番地の10
下京消防署	京都市下京区五条通高倉西入堺町27番地
南消防署	京都市南区西九条菅田町4番地の1
右京消防署	京都市右京区太秦蜂岡町36番地
西京消防署	京都市西京区榎原佃19番地
伏見消防署	京都市伏見区竹田七瀬川町9番地の1

第 5 作業手袋に求める要件

災害現場活動における、手部の切創事故防止及び作業性を考慮し、耐切創性及び耐久性に優れるとともに、良好なフィット感を得られるものとする。

第 6 使用する材料等

別表のとおり。

第 7 構造等（別図 1 及び別図 2 を参照）

- 1 指定の性能を有するケブラー繊維とノーメックス繊維を主体とする生地を内縫いした手袋本体を、柔軟性に優れ、耐切創性に富む、人工皮革（人工スエードを含む）で補強すること。
- 2 掌側の指部分は、ガンカット縫製とすること。
- 3 中指・薬指の指先及び掌中央部を人工スエードで二重に補強すること。
- 4 手袋を装着した状態で、タッチパネルを操作することが可能であること。
- 5 手袋を装着した際、指先の内側等に膨らみ・ねじれ等がないものであること。
- 6 通常の使用で、生地のほつれ及び縫い目のほつれが生じないものであること。
- 7 袖開き口に、使用している人工スエードで扇状のマチを縫い付けること。
- 8 甲側の手首部分の内側 1 か所に、手首絞りゴムを平行に 2 段で縫い付けること。
- 9 袖口は、開閉止めとして裏面に面ファスナー（ループテープ）を縫い合わせたベルトを縫い付けること。
- 10 ベルト部に当局指定のワッペンを縫い付け、袖口の内側にサイズ表示布を縫い付けること。
- 11 縫製条件
 - (1) 縫い目数は、25 mm 間に 9 から 12 針を標準とする。
 - (2) 縫い代は、3 mm を標準とし、各部分に適したものであること。
 - (3) 縫製は、縫い目のとび及び外れがなく、縫い曲がりが目立たない優良であること。
 - (4) 袖口ゴムは、二段のチドリ縫いで取り付けること。
 - (5) 縫い始め及び縫い終わりは、返し縫いを施すこと。

別表

1 甲側補強生地及びベルト生地について

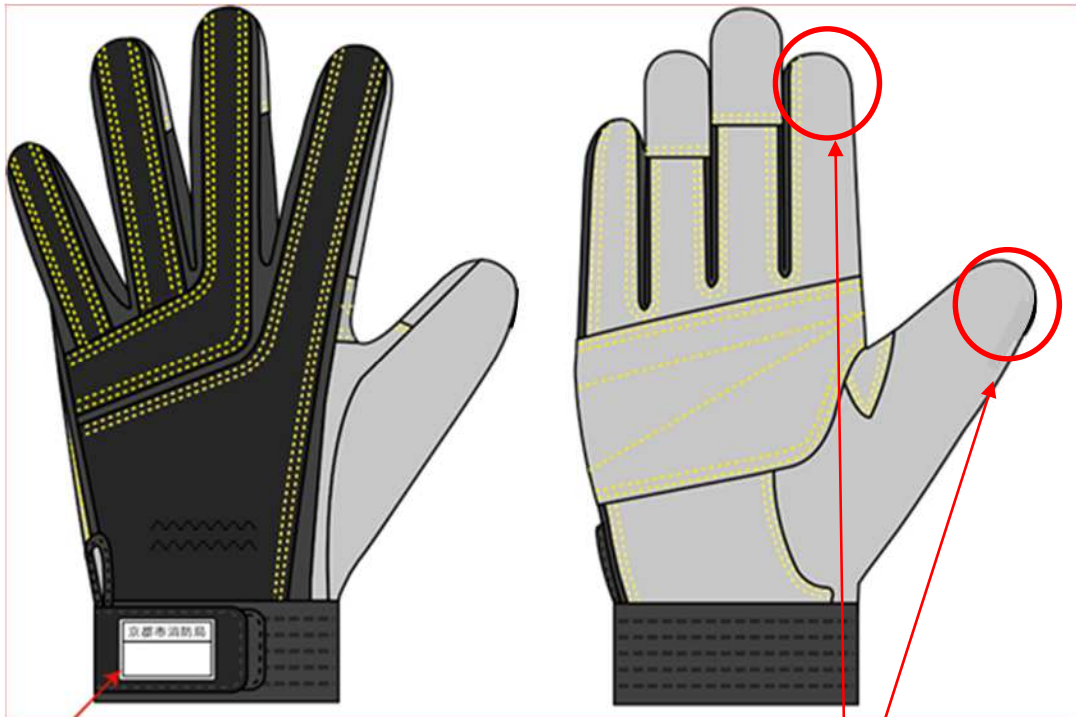
クラレトレーディング株式会社のアマーラ N-8080H800 又は下表の性能を満たす生地を使用すること。

2 掌側補強生地について

帝人株式会社ナノフロント、クラレトレーディング株式会社のアマーラ N-8080H800 又は以下の性能を満たす生地を使用すること。

部位名等	規格等	色
本体生地	ケブラー繊維とノーメックス繊維の二重編物	黒
	表面：ケブラー繊維、裏面：ノーメックス繊維	
	ISO 13997 法で、切創抵抗が 9.0 N 以上であること。	
甲側補強生地 及び ベルト生地	柔軟性に富むものであり、次の性能を有するもの。	黒
	ナイロン60%、ポリウレタン40%、0.75mm厚(±0.05mm)	
	ISO 13997 法で、切創抵抗が 1.4 N 以上であること。	
	ISO 12947-2 法で、摩擦強さが 3,000 回以上であること。	
掌側補強生地	柔軟性に富むものであり、次の性能を有するもの。	グレー
	ポリエステル100%、0.5mm厚(±0.1mm) 又は ナイロン60%、ポリウレタン40%、0.75mm厚(±0.05mm)	
	ISO 13997 法で、切創抵抗が 2.0 N 以上であること。	
	ISO 12947-2 法で、摩擦強さが 3,000 回以上であること。	
袖口ゴム	幅 36 mm (±5mm) のパイルゴム	黒
袖口開閉止め	ベルト側：面ファスナ（ループテープ）	黒
	袖口ゴム側：面ファスナ（フックテープ）	
手首絞りゴム	幅 6～15 mm×長さ 50 mm (±5mm) の帯ゴムを使用することとし、使用する帯ゴムの幅に応じて、1～2本を縫着すること。	黒
縫製糸	ケブラー糸 30 番	黄

本体生地		ケブラー×ノーメックスWニット黒
甲側補強(ベルト生地)		人工皮革
掌側補強		人工皮革(人工スエード)

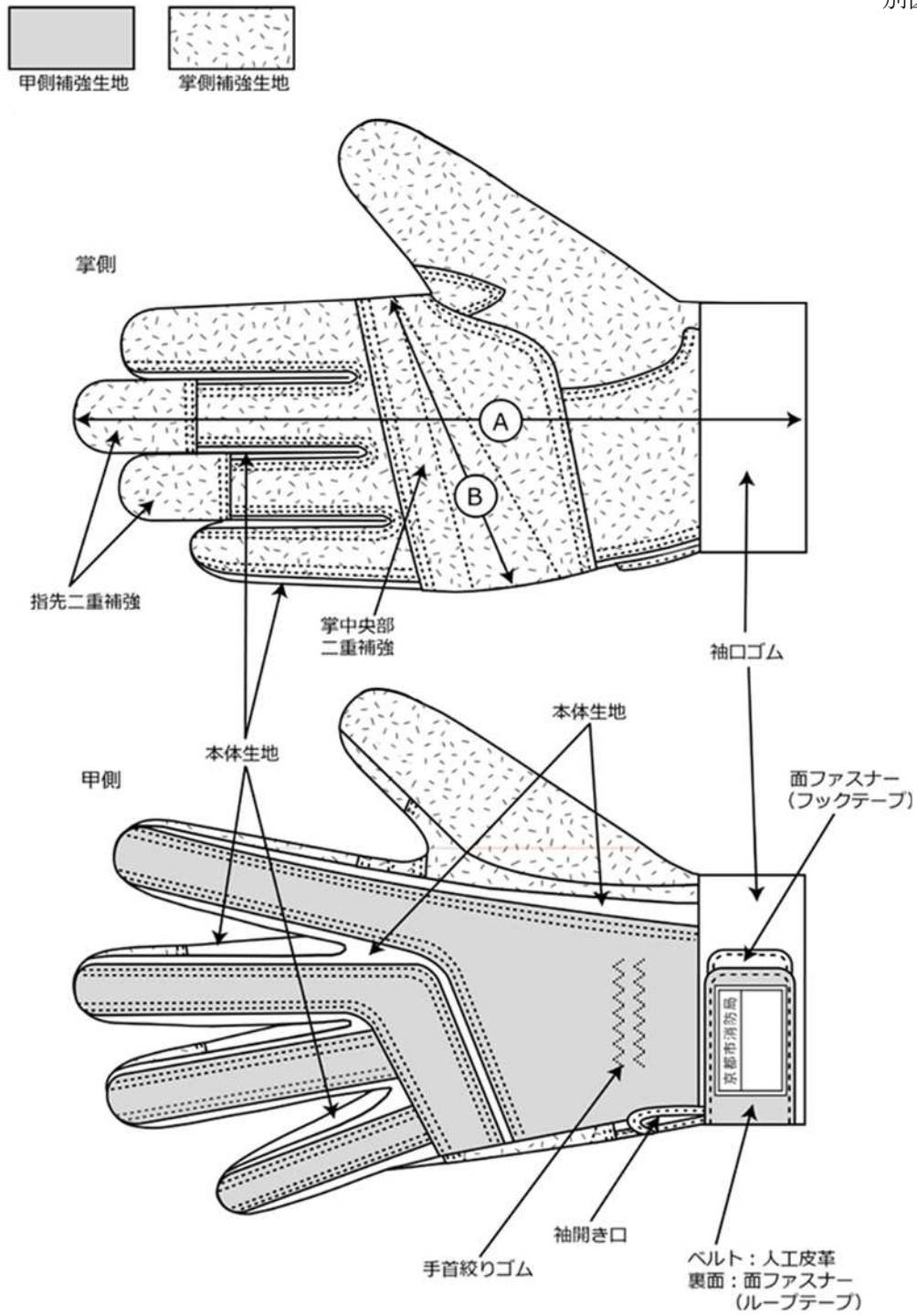


ベルトに当局指定のワッペンを縫付する。

指先でタッチパネルを操作できること。

図に示す各部の形状等に係るデザインについては、協議のうえ、性能の低下を招かない範囲内において、変更することを認める。

別図 2



(単位 : mm)

部位	サイズ						寸法 許容差
	SS	S	M	L	LL	3L	
全長 ㉠	210	218	225	232	239	246	±5
全幅 ㉡	95	100	103	106	109	112	±5